記 者 発 表 資 料

令和７年１１月１１日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社ジェイアール東日本企画	物・役	東京都渋谷区恵比寿南１丁目５番５号

２．指名停止措置期間
令和７年１１月１１日 ～ 令和８年８月１０日 （ ９ヵ月 ）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
(株)ジェイアール東日本企画は、国土交通本省等が交付する補助金に関して、その交付に必要な実績報告書に虚偽の記載をし、補助金を過大に請求、受領した。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省 東北地方整備局（ＴＥＬ 022-225-2171）（代表）
○ 総務部 契約課 課長 佐藤（さとう） 貞弘（さだひろ） （内線 2511）
建設専門官 渋谷（しぶや） 隆博（たかひろ） （内線 2512）
総務部 経理調達課 契約管理官 山田（やまだ） 耕平（こうへい） （内線 6221）
○は本件の主務課です。